

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 日

申請者 フリガナ オーレスカブシキカイシャ
氏名又は名称 オーレス株式会社

住所 交野市天野が原町4丁目13番8号

フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク オノ ヨシノブ
代表者氏名 代表取締役 小野 義信

電話番号 072-892-3900

FAX番号 072-892-0513

メールアドレス owrs@gold.ocn.ne.jp
090-3279-0906

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{オーレス} オーレス株式会社
住 所 交野市天野が原町4丁目13番8号
代表者氏名 代表取締役 ^{オノ ヨシノブ} 小野 義信

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ^{オノ ヨシノブ} 小野 義信	
取締役 ^{オノ ヒロユキ} 小野 浩之	
取締役 ^{オノ チカコ} 小野 千賀子	
監査役 ^{オノ ヤスコ} 小野 靖子	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	オーレス株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 576-0034 住所 交野市天野が原町4丁目13番8号 電話番号 072-892-3900 F AX番号 072-892-0513 メールアドレス owrs@gold.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
オノヨシノブ 小野義信	第102341号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 6 年 4 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ		1	
	パイプカッター	1/2～11/2	1	
	ダイヤモンドハンドカッター		3	
	塩ビカッター	VP-30	1	
	エンジンカッター		1	
管の加工用の 機械器具	やすり	200平型判丸型	4	
	パイプネジ切機	ラテット式 PT1/2～11/2	1	
	電動ネジ切機	N-75A	1	
	電動ネジ切機	N-40A	1	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ	300mm	4	
	パイプレンチ	600mm	2	
	プライヤー	250mm	4	
	ラテットレンチ	19×24	2	
	ガストーチランプ		6	
	モンキーレンチ	M24 200mm	4	
水圧テスト ポンプ	手動テストポンプ	T50	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 4 月 日

申請者

氏名又は名称	オーレス株式会社
住 所	交野市天野が原町4丁目13番8号
代表者氏名	代表取締役 小野 義信

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府交野市天野が原町四丁目13番8号
オーレス株式会社

会社法人等番号	1200-01-146910	
商号	オーレス株式会社	
本店	大阪府交野市天野が原町四丁目13番8号	
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成2年7月5日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般管工事業 2. 給排水設備工事業 3. 消火設備工事業 4. ガス配管工事業 5. 建築工事業 6. 土木工事業 7. 建築設計事務所の経営 8. 空調設備機器、給排水設備機器、ユニットバス、トイレ、キッチン等の住宅設備機器の販売 9. 前各号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: right;">令和 2年 6月27日設定 令和 2年 7月 7日登記</p>	
役員に関する事項	取締役	小野 義 信

	取締役	小野靖子	令和2年6月27日就任
			令和2年7月7日登記
			令和5年5月13日辞任
			令和5年10月17日登記
	取締役	小野浩之	令和2年6月27日就任
			令和2年7月7日登記
	取締役	小野千賀子	令和5年5月13日就任
			令和5年10月17日登記
	大阪府枚方市楠葉並木一丁目8番28号 代表取締役	小野義信	令和2年6月27日就任
			令和2年7月7日登記
	監査役	小野千賀子	令和2年6月27日就任
			令和2年7月7日登記
		令和5年5月13日辞任	
		令和5年10月17日登記	
監査役	小野靖子	令和5年5月13日就任	
		令和5年10月17日登記	
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		令和2年6月27日設定	
		令和2年7月7日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年2月17日移記	

大阪府交野市天野が原町四丁目13番8号
オーレス株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 6年 4月 9日

大阪法務局枚方出張所
登記官

寺 野 洋 一



定款

オーレス株式会社

令和2年 6月 27日作成

オーレス株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、オーレス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般管工事業
2. 給排水設備工事業
3. 消火設備工事業
4. ガス配管工事業
5. 建築工事業
6. 土木工事業
7. 建築設計事務所の経営
8. 空調設備機器、給排水設備機器、ユニットバス、トイレ、キッチン等の住宅設備機器の販売
9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府交野市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。



(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第9条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、前項の請求書に第13条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第13条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後3か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。



(基準日)

第 14 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 15 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 16 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 17 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 2 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、代表取締役社長が議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。



(株主総会の決議等の省略)

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役又は議長、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において株主総会の日から10年間備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第23条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役選任及び解任の方法)

第24条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第25条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。



(代表取締役及び役付取締役)

第 26 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち1名は代表取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 27 条 取締役会は代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の5日前までに発する。ただし緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 29 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 30 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。



第5章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第33条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(員数)

第34条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役選任及び解任の方法)

第35条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第36条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年4月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行うことができる。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。



(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の現行定款に相違ない。

令和2年6月27日

大阪府交野市天野が原町四丁目13番8号

オーレス株式会社

代表取締役 小野 義 信



拾印



会社実印

本文と相違ありません

令和 6 年 4 月 16 日

交野市天野が原町4丁目13番8号

オーレス株式会社

代表取締役 小野義信



第一〇二三四一号

給水装置事主技術者免状

本籍 大阪府

氏名 小野 義 信

昭和二十七年十二月二十五日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主
技術者免状を交付する。

平成十年十月二日

厚生大臣 宮下 創 平



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 日

申請者 フリガナ オーレスカブシキカイシャ
 氏名又は名称 オーレス株式会社
 住所 交野市天野が原町4丁目13番8号
 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク オノ ヨシノブ
 代表者氏名 代表取締役 小野 義信
 電話番号 072-892-3900
 FAX番号 072-892-0513
 メールアドレス owrs@gold.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6年 4月 日

届出者 オーレス株式会社
〒576-0034
交野市天野が原町4丁目13番8号
代表取締役 オノ 小野 ヨシノブ 義信

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	オーレス株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
<small>オノ</small> 小野 <small>ヨシノブ</small> 義信	第102341号	

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一〇二三四一号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 小野 義 信

昭和二十七年十二月二十五日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年十月二日

厚生大臣 宮下 創平

